

# 重要事項説明書

(短期入所療養介護利用契約書)  
(介護予防短期入所療養介護利用契約書)  
【令和6年8月1日現在】

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、厚生省令第40号第5条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業所の概要

事業者の名称	社会福祉法人西日本至福会
法人所在地	福岡県北九州市八幡西区塔野三丁目16番1号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 冷牟田 洋一
電話番号	093-612-5210

## 2 ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設千寿中間
施設の所在地	福岡県中間市通谷一丁目36番6号
管理者名	管理者(医師) 小田原 満
施設長名	施設長 竹下 伸俊
事業書番号	4056280078
電話番号	093-243-1200
ファクシミリ番号	093-243-1201

## 3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		福岡県知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人保健施設	令和2年4月1日	4056280078	100人
居宅	通所リハビリテーション	令和3年4月1日	4056280078	5人
	短期入所療養介護	令和2年4月1日	4056280078	空床利用

## 4 事業の目的と運営の方針

### (1) 目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理下での看護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期療養介護(介護予防短期入所生活介護)サービスを一定期間提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(2) 施設運営の方針

利用者が、ご自身の能力に応じた日常生活を楽しく営み、また積極的にリハビリテーションやレクレーションを行うことができるよう明るい家庭的な雰囲気をつくり、併せて利用者が、1日でも長く居宅において生活ができるように身体機能の維持を目指して、サービスにあたります。

施設は、家庭的な雰囲気のもと、安心できるサービス提供に努め、地域や家庭との結びつきを重視します。

利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づき社会福祉法人西日本至福会の定めた基本方針、管理規定により対応します。

個人情報保護に関する基本方針（プライバシー・ポリシー） 別紙1

5 施設の概要

介護老人保健施設千寿中間

敷 地	3,347.00㎡	
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造4階建（耐火建築）
	延べ床面積	4,745.95㎡
	利用定員	100名

(1) 居 室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	10室	122.70㎡	12.70㎡
	2室	24.26㎡	12.10㎡
4人部屋	2室	67.12㎡	8.9㎡
	12室	406.08㎡	8.4㎡
	8室	269.00㎡	8.4㎡

(注) 指定基準は、居室1人あたり 8㎡

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食 堂	3階	110.88㎡	2.21㎡
	4階	110.88㎡	2.21㎡
機能訓練室	1室	100.48㎡	
一般浴室	1室	74.35㎡	
機械浴室	特殊浴槽1台		
診察室	1室		
デイルーム	2箇所		

(注) 食堂の指定基準は、1人あたり 2㎡

6 職員体制（主たる職員）

	常 勤	非常勤	夜 間	
管理者（医師）	1			入所者の健康管理
施設長	1（1）			施設業務の総括

医師	—			入所者の健康管理
看護師	8	2	1	入所者の保健衛生、疾病予防
介護員	29	3	4	入所者の介護・介助
支援相談員	2 (2)			入所者の相談・援助
理学療法士	1			入所者の機能回復訓練
作業療法士	1			入所者の機能回復訓練
管理栄養士	1			入所者の栄養管理
介護支援専門員	2 (2)			サービス計画の作成・管理
相談員	1 (1)			家族や地域住民の相談指導
薬剤師		1		施設の医薬品の管理
事務職員	2			庶務、会計、利用料の管理
その他		9	1	営繕、送迎、夜間等の警備等

\* ( ) 内は兼務

#### (4) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	4週8休 ・その他法人 が定める日
支援相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早勤①（6：00～15：00）</li> <li>・早勤②（7：00～16：00）</li> <li>・日勤①（8：00～17：00）</li> <li>・日勤②（9：00～18：00）</li> <li>・遅出（10：00～19：00）</li> <li>・夜勤（16：00～10：00）</li> </ul> ※夜間（19：00～6：00）は、原則として職員4名あたり入所者100名のお世話をします。	
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早勤（8：00～17：00）</li> <li>・遅勤（10：00～19：00）</li> <li>・夜勤（16：00～10：00）</li> </ul> ※夜勤は1名が勤務します。	
理学療法士等	8：30～17：30まで勤務	
介護支援専門員	2名の内2名は支援相談員が兼務します。	
医師	8：30～17：30まで勤務	
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務	

(注) 上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算をしたものです。

## 8 施設サービスの概要

### (1) 介護施設サービスの内容

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>・食事は出来る限り離床して食堂で食べていただけるように配慮します。</li> </ul> (食事時間) 朝食 8:00～ 8:30 昼食 12:00～12:45 夕食 17:30～18:30
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴サービスを行っております。ただし、利用スケジュールや身体状態に応じて清拭となる場合があります。</li> <li>尚、祭日も入浴サービスを行います。</li> </ul>
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</li> <li>・シーツ交換は、週1回行ないます。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練は、理学療法士、作業療法士による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するようつとめます。</li> <li>・当施設の保有するリハビリ器具                平行棒                昇降練習用階段                交互滑車運動器                肋木                マット                プラットホーム             </li> </ul>
医療・看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師が回診をし、健康管理に努めます。</li> <li>・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。</li> <li>・利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来る限り配慮します。</li> </ul> (当施設の医師) 氏 名：小田原 満
送迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送迎実施可能な地域は、中間市及び北九州市八幡西区、水巻町地域です。原則として、片道30分以内であれば送迎可能です。</li> </ul>

相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 支援相談員 北田 清美、小畑 賢太郎</li> <li>・相談援助サービス</li> <li>・行政手続き代行</li> </ul>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> <li>・主なレクリエーション行事 別添の施設行事計画のとおり</li> <li>・行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及びご家族の状況によっては、代わりに行う場合があります。</li> </ul>

## (2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
理髪・美容	・毎月3回（第1火曜日、第2水曜日、第3木曜日、第4月曜日）理髪店の出張による理髪サービスを利用いただけます。

## 9 短期入所療養介護利用料金表

利用者は、介護保険で給付されるサービス費及び加算額の1割と利用料（保険給付外）を負担します。なお、一定以上の所得がある方は2割負担もしくは3割負担となります。サービス費は、要介護認定された区分によって異なります。

### 〈お支払いの方法〉

お支払いは、「ゆうちょ銀行」の口座より口座振替にてお支払いいただきます。お支払い口座は、所定の書類にてお申込みいただきます。

毎月10日頃に前月の利用者負担額の請求書を代理人又は、連帯保証人様へ郵送にてお送りします。毎月20日もしくは28日にご指定の口座から口座振替でお支払いいただきます。なお、口座振替は20日が土日祝にあたる場合は翌営業日になります。

※1 ご利用者様名義のゆうちょ口座をお持ちでない場合は、ご家族様名義のゆうちょ口座でお申し込みできます。

2 ゆうちょ口座をお持ちでない場合は、以下のいずれかの方法でお願いいたします。

- ① 新規で口座を開設する。
- ② ゆうちょ銀行で使用できる振込用紙を使用する。この場合は請求書に同封いたしますので20日までお振込みください。なお現金で振込まれる場合は、振込手数料がかかる場合がございます。

3 ゆうちょ銀行以外の銀行からお振込みの場合は、振込手数料はご入所者様負担になります。

上記の方法に支障がある場合は、支援相談課にご相談ください。

○介護保険給付に伴う利用料

【基本型】

短期入所療養介護費 I i (従来型個室)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1日当たりの料金	753 円	801 円	864 円	918 円	971 円

短期入所療養介護費 I iii (多床室)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1日当たりの料金	830 円	880 円	944 円	997 円	1,052 円

【その他】

短期入所療養介護費 IV i (従来型個室)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1日当たりの料金	738 円	784 円	848 円	901 円	953 円

(2) 短期入所療養介護費 IV ii (多床室)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1日当たりの料金	813 円	863 円	925 円	977 円	1,031 円

\* 個室利用の場合は、経過措置として多床室を算定しますが、基準に該当しないときは従来型個室を算定する場合があります。

(3) 予防短期入所療養介護費 I i (従来型個室)

要介護度	要支援 1	要支援 2
1日当たりの料金	579 円	726 円

(4) 予防短期入所療養介護費 I iii (多床室)

要介護度	要支援 1	要支援 2
1日当たりの料金	613 円	774 円

\* 個室利用の場合は、経過措置として多床室を算定しますが、基準に該当しないときは従来型個室を算定する場合があります。

(5) 加算料金

利用料に関わる介護保険給付加算	加算額	内容
送迎加算	184 円/回	片道につき算定
緊急時治療加算	518 円/日	3日を限度として算定

特定治療	別途基準	高齢者の医療の確保に関する法律に 関する法律
認知症ケア加算	76 円／日	職員配置基準を満たした場合
個別リハビリテーション 実施加算	240 円／日	個別にリハビリテーションを実施した場合
緊急短期入所受入 加算	90 円／日	居宅サービス計画に位置づけられていない緊急 の利用者を受け入れた場合。利用開始から 7 日 間（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾 病等やむを得ない事情がある場合は 14 日）を 限度。
若年性認知症利用者 受入加算	120 円／日	若年性認知症利用者を受け入れた場合
重度療養管理加算	120 円／日	要介護 4 又は 5 であって、別に厚生労働大臣が 定める状態であるものに対して、医学的管理の もと、短期入所療養介護をおこなった場合
療養食加算	8 円／回	療養食を提供した場合、1 日 3 食を限度とし、 1 食を 1 回として算定する
夜勤職員配置加算	24 円／日	夜間の職員基準を満たした場合
サービス提供体 制強化加算	(Ⅰ)	22 円／日 介護職員の総数の 80%が介護福祉士の資格保 持者。勤続 10 年以上、介護福祉士 35%以上
	(Ⅱ)	18 円／日 看護・介護職員の総数の 60%が常勤職員
	(Ⅲ)	6 円／日 介護福祉士 50%以上、常勤職員 75%以上、勤 続 7 年以上 30%以上

※上記加算の他に一定率で加算される介護職員等処遇改善加算があります。

※上記金額は介護保険負担割合が 1 割の場合。なお一定以上の所得がある方は、2 割負担  
もしくは 3 割負担となります。

○介護保険給付対象外の利用料

利用料 (保険対象外)	金 額	内 容		
食費	1,445 円／日 ・朝 食 415 円 ・昼 食 540 円 ・夕 食 490 円	第 1 段階	300 円	特定入所者介護 サービス費の対象
		第 2 段階	600 円	
		第 3 段階①	1,000 円	
		第 3 段階②	1,300 円	
		第 4 段階	1,445 円	基準費用額
滞在費	437 円／日	第 1 段階	0 円	〔居住環境による類型〕 多床室
		第 2 段階	430 円	
		第 3 段階①	430 円	
		第 3 段階②	430 円	
		第 4 段階	437 円	

	550 円／日	第 1 段階	550 円	〔居住環境による類型〕 従来型個室
	550 円／日	第 2 段階	550 円	
	1,370 円／日	第 3 段階①	1,370 円	
	1,370 円／日	第 3 段階②	1,370 円	
	1,728 円／日	第 4 段階	1,728 円	
日常生活品費	50 円／日	シャンプー、リンス、石鹸、タオル等※		
教養娯楽費	50 円／日	行事等で必要な経費のうち、個人別に必要とする材料費等※		
洗濯代	400 円／回	入浴時着替え 1 セット相当分の施設洗濯代		
	100 円／回	下着類相当分の施設洗濯代 * 汚物付着の際、随時洗濯		
理容代	1,300 円／回	カット		
	300 円／回	顔そり		
	2,000 円／回	髪染め		

※1 食費の上限日額です。尚、食費は提供した分を請求いたします。

※2 日常生活品費及び教養娯楽費は希望される方のみ徴収いたします。

説明了解済み 希望しない

## 10 苦情等申立窓口

ご相談窓口	<p>苦情解決責任者 施設長 竹下 伸俊</p> <p>窓口担当者 北田 清美、小畑 賢太郎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用時間 毎日午前9時～午後5時</li> <li>・ご利用方法 電話番号 093-243-1200</li> </ul> <p>口 頭 意見箱（1階、3階、4階に設置）</p>
第三者委員	<p><small>もんじ</small> 門司 <small>きよし</small> 清 中間市鍋山町10-1 電話番号 093-244-6897</p> <p>中垣 美子 中間市通谷五丁目6番7号 電話番号 093-245-3007</p>
苦情の受付と解決方法について	<p>(1) 苦情相談の受付 苦情相談は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。 なお、第三者委員に直接苦情相談を申し出ることができます。</p> <p>(2) 苦情相談受付の報告・確認 苦情受付担当者が受け付けた苦情相談を、苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く。）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情相談申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。</p> <p>(3) 苦情相談解決のための話し合い</p>

	<p>苦情解決責任者は、苦情相談申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。</p> <p>その際、苦情相談申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。</p> <p>なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。</p> <p>ア. 第三者委員による苦情相談内容の確認  イ. 第三者委員による解決案の調整、助言  ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認</p>
<p>その他苦情申出・受付機関</p>	<p>①福岡県社会福祉協議会内運営適正化委員会  所在地 ☎816-0804  福岡県春日市原町三丁目1番地7（クローバープラザ内）  電 話 092-915-3511  ファックス 092-584-3790</p> <p>②福岡県国民健康保険団体連合会介護サービス相談係  所在地 ☎812-8521  福岡市博多区吉塚本町13番47号  電 話 092-642-7859  ファックス 092-642-7856</p> <p>③中間市介護保険課給付係  所在地 ☎809-8501  中間市中間一丁目1番1号  電 話 093-246-6283  ファックス 093-244-0579</p> <p>④福岡県介護保険広域連合 遠賀支部  所在地 ☎811-4303  遠賀郡遠賀町大字今古賀513  電 話 093-291-5266  ファックス 093-291-5281</p> <p>⑤八幡西区役所保健福祉課介護保険担当  所在地 ☎806-0021  北九州市八幡西区黒崎三丁目15-3  電 話 093-642-1446  ファックス 093-642-2941</p>

第三者評価実施状況 未実施

#### 1.1 虐待防止受付窓口

社会福祉法人西日本至福会介護老人保健施設千寿中間虐待防止対応規程により、本事業所では利用者からの虐待通報に適切に対応する体制を整えることといたしました。

本事業における虐待防止対応責任者、虐待防止受付担当者及び第三者委員を下記のとおり設置し、虐待の防止に努めることといたしましたので、お知らせいたします。

記

虐待防止対応責任者	竹下 伸俊	千寿中間 施設長
虐待防止受付担当者	北田 清美	千寿中間 支援相談課長

虐待防止の解決方法

1) 虐待通報の受付

虐待の通報は、面接、電話、書面などにより虐待防止受付担当者が随時受け付けます。また、直接虐待通報を申し出ることもできます。

2) 虐待防止受付の報告・確認

虐待防止受付担当者が受け付けた虐待通報を虐待防止対応責任者と第三者委員に（虐待通報者が第三者委員への報告を拒否した場合を除く。）に報告いたします。第三者委員は、内容を確認し虐待通報者に対して、報告を受けた旨を通知します。

3) 虐待防止解決のための対応

虐待防止対応責任者は、虐待通報者と誠意をもって対応し、解決に努めます。その際、虐待通報者、第三者委員の立会いによる相互協議は、次により行います。

- ア 第三者委員による虐待内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ 相互協議の結果や改善事項等の確認

4) 連絡先

- ア 福岡県運営適正化委員会：TEL 092-915-3511
- イ 中間市役所介護保険課給付係：TEL 093-246-6283
- ウ 八幡西区役所保健福祉課介護保険担当：TEL 093-642-1446

1.2 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人秋桜会新中間病院		
院長	矢毛石 陽一		
所在地	中間市通谷一丁目36番1号		
電話番号	093-245-5501		
診療科	内科、外科、整形外科、胃腸科、肛門科、 リハビリテーション科、人工透析内科		
入院設備	ベッド数145床		
救急指定の有無	無		

医療機関の名称	医療法人義翔会小嶺江藤病院		
理事長	江藤 義典	院長	江藤 義典
所在地	北九州市八幡西区小嶺三丁目19番1号		
電話番号	093-611-0456		
診療科	精神科		
入院設備	認知症治療病棟 55床		

	精神科一般棟 120床 急性期病棟 32床
救急指定の有無	無

### 1.3 協力歯科医療機関

名称	医療法人宝歯会かじわら歯科
理事長	梶原 浩喜
所在地	北九州市若松区下原町1番1号
電話番号	093-771-8604
名称	宮口歯科医院
院長	宮口 英也
所在地	中間市通谷一丁目36番2号
電話番号	093-243-5055

### 1.4 事故発生時の対応

事故発生時	事故(医療機関への受診を要する状況時)発生した場合、速やかに市町村、ご家族に連絡を行います。 なお、市町村とは保険者(北九州市、中間市、広域連合他)です。
事故の調査および説明	事故発生に至った原因等調査をはじめ、記録整備を図り、その説明を行うとともに事故再発防止に努めます。

### 1.5 損害賠償責任保険

保険会社	全国老人保健施設共済会
保険内容	万一、火災その他、施設設備の不備等から生じた死亡事故、けが等に対応します。

### 1.6 緊急やむを得ない場合の身体拘束の対応

身体拘束の対応	緊急やむを得ない場合、身体拘束を行う際は、時間、様態、利用者の心身の状況、理由の記録を整備します。 また、ご家族への経緯を説明いたします。
---------	--

### 1.7 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「千寿中間 消防計画」にのっとり対応を行います。			
平常時の訓練等防災設備	別途定める「千寿中間 消防計画」にのっとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個所
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	9個所
	非難階段	2個所	補助散水栓	あり

	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	各所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：令和5年4月1日 防火管理者：竹下 伸俊			

#### 18 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	<p>新型コロナウイルス感染症等蔓延状況の観点から制限させていただくことがございます。詳細についてはその都度お尋ねください。</p> <p>面会時間等来訪者は、面会時間を遵守し、必ず面会簿に記入してください。</p>
外出・外泊	<p>新型コロナウイルス感染症等蔓延状況の観点から制限させていただくことがございます。外出・外泊の際は届出が必要です。届出用紙は、サービスステーションにあります。</p> <p>原則として、外出・外泊の帰所時間は17:30までとなっています。帰所時間の変更・体調不良等があれば、施設までご連絡ください。</p>
他科受診	<p>利用中に、ご家族が利用者の件で他医療機関を受診し、投薬を受けることはできません。事前に施設にご相談ください。</p>
居室・設備・器具の利用	<p>施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。</p>
喫煙・飲酒	館内は禁煙です。飲酒はできません
所持品の管理	所持品、備品等の持ち込みについては、各自責任をもって管理を行ってください。
金銭、貴重品の管理	利用者が、金銭管理等をすることは困難と思われれます。また、利用者間のトラブルになりますので、利用者の管理はご家族でお願いします。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。



令和 年 月 日

所在地 福岡県北九州市八幡西区塔野三丁目16番1号

事業者名 社会福祉法人西日本至福会

代表者 理事長 冷牟田洋一 (印)

〈説明者〉

所 属 介護老人保健施設千寿中間

氏 名 (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から施設入所サービスについて重要な事項の説明を受けました。

〈利用者〉

住 所

氏名 印

〈代理人〉

住 所

氏 名 印

続柄

〈連帯保証人〉

住 所

氏 名 印

続柄